

個人所得課税

令和8年の
所得税から適用

生命保険料控除の見直し

23歳未満の扶養親族を有する場合には、右図の計算となります。

旧生命保険料の適用限度額も、60,000円となります。

ただし、3区分（「一般」「介護医療」「個人年金」）合計の控除限度額12万円に変わりません。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

確定拠出年金 拠出限度額の見直し

iDecoなどのお話です。拠出額の全額が所得控除となる制度です。

第一号被保険者（個人事業の方等）：月額68,000円 → **75,000円**
第二号被保険者（会社員の方等）：月額23,000円 → **62,000円**

法人課税

法人税の軽減税率の特例（延長）

現在、所得金額年800万円以下の金額については、税率15%が適用されています。（800万円超部分は基本税率23%）

令和9年3月31日までに開始する事業年度まで延長されます。

防衛特別法人税（仮称）の創設

令和5年度税制改正大綱で発表されていた「防衛力強化に係る財源確保のための措置」が具体的に記載されました。

$(\text{基準法人税額} - 500 \text{万円}) \times 4\%$



各種控除を適用する前の「各事業年度の所得に対する法人税の額」

令和8年4月1日以後
に開始する
事業年度から適用

中小企業経営強化税制の見直し

「100億円企業を目指す中小企業への措置の拡充」や「特定経営力向上設備等の見直し」が発表されています。

あけましておめでとうございます！

2025年の始まりも、こうして皆さまとお付き合いができることを大変嬉しく思います。大人になると、新鮮に思うことが少なくなり、時があっという間になると聞きますが、それでも良いこと・嬉しいこと・大変なこと・つらいこと等々…日々あると感じます。そういったことを今年も皆さまと共有させていただきたいと思っています。

本年も、よろしくお願いいたします！ 

